

久留米市文化財保存活用地域計画

久留米市

序

古来より悠久の流れをたたえる筑後川。筑紫次郎とも称される筑後川は、九州一の穀倉地帯である筑紫平野を形成し、久留米市はその中央に位置しています。この恵まれた自然環境の下、久留米市は筑後川の流れとともに歴史を刻んできました。人々は多くの文化を生み出し続け、その証である歴史遺産は市内の随所で見つけることができます。これらは、中核市として発展を続ける久留米市の魅力の一つとなっています。

本計画は、久留米市の多種多様な歴史遺産を次世代へ継承するため、歴史遺産の保存・活用を推進する方針と取組を示したものです。市民一人ひとりが身近に感じる歴史遺産を「筑後川遺産」として登録し、久留米市の新たな魅力の創出につながる歴史文化のまちづくりを進めてまいります。

最後に、本計画の作成に際し、ご助言やご協力をいただきました、文化庁や福岡県、関係機関や多くの市民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和3年7月

久留米市長 大久保 勉

目次

はじめに 久留米市文化財保存活用地域計画について	1
1. 計画作成の背景と目的	1
2. 作成の体制と経過	3
3. 計画の担い手	6
4. 計画の対象	7
5. 計画期間	8
6. 計画の構成	8
7. 上位・関連計画との関係	9

歴史文化のまちづくり

I章 久留米市の歴史文化の特徴	16
1. 久留米市の概要	16
2. 久留米市の歴史遺産	52
3. 久留米市の歴史文化の特徴	65
II章 基本理念と基本方針	68
1. 基本理念	68
2. 基本方針	69

歴史遺産の保存・活用

III章 基本的な考え方	72
IV章 基本方針実現のための課題	73
1. 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくりに関わる課題	73
2. 活用に配慮した歴史遺産の保存に関する課題	74
3. 歴史遺産の保存に向けた活用に関する課題	75

V章 歴史遺産の保存・活用に関する方針77
1. 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくりに関する方針77
2. 活用に配慮した歴史遺産の保存に関する方針79
3. 歴史遺産の保存に向けた活用に関する方針81
VI章 歴史遺産の保存・活用に関する取組84
1. 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくり84
2. 活用に配慮した歴史遺産の保存に関する取組88
3. 歴史遺産の保存に向けた活用に関する取組91
VII章 筑後川遺産による歴史遺産の保存・活用96
1. 基本的な考え方96
2. 筑後川遺産の進め方97
3. 筑後川遺産の登録制度98
4. 筑後川遺産の登録100
5. 筑後川遺産保存活用の推進プログラム107
VIII章 歴史遺産の保存・活用へ向けて109
1. 地域計画の進捗管理と評価の方法109
2. 地域計画の推進体制110
3. 登録文化財の提案112

はじめに 久留米市文化財保存活用地域計画について

1. 計画作成の背景と目的

(1) 計画作成の背景

久留米市は、福岡県南地域に広がる筑紫平野の中央部に位置し、豊かな自然環境のもと人口30万人が暮らす中核都市です。恵まれた地理的環境のもと、太古の昔から人々が行き交い生活を送ることで、人々の生きた証である歴史遺産が市内各地に広がっています。これらの歴史遺産は、久留米らしさを形成し、郷土愛の醸成や地域と自己のつながりを認識するために欠くことのできないものであるとともに、現在及び将来のまちづくりのためにはなくてはならないものです。

本市では、市内に所在する歴史遺産の調査・把握を行い、重要なものについては国・県・市の指定等により堅実な保存活用を進めるなど、長年にわたって歴史遺産の保護に取り組んできました。他方、久留米市新総合計画第4次基本計画（令和2年度～7年度）においては、将来像の一つである「誇りが持てる美しい都市久留米」を支える施策のうち「四季と歴史が見えるまち」の中で、「魅力ある歴史資源の活用」を掲げており、歴史遺産を地域において守り、活かす取組の更なる推進が求められています。

他方、国においては社会環境の変化に対し、平成19年（2007年）「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」が示され、地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず、その周辺環境まで含めて総合的に保存・活用する必要性が示されました。平成29年（2017年）に文化審議会により「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」が答申されると、平成30年（2018年）6月に文化財保護法が改正、翌年平成31年（2019年）4月に施行されました。社会環境の変化による文化財の滅失や散逸等を防ぐため、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要であるため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る内容が盛り込まれたところです。ここには、都道府県の示す文化財保存活用大綱（以下、大綱）を踏まえ、市町村による文化財保存活用地域計画（以下、地域計画）の作成と、文化庁長官による認定が制度化されました。これらにより、中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための取組を計画的・継続的に実施できるようになり、地域の文化財行政が目指す方向性や取組の内容が“見える化”されることで、これまで文化財の継承に尽力してきた市民とともに、文化財の専門家や多様な関係者が参画した地域社会総がかりにより、文化財を次世代へ継承する取組が促進できるようになりました。このように文化財を取り巻く環境が変化していく中、本市においても歴史的・文化的環境を同じくする文化財をストーリーで結び、地域と協働で保存・活用を進める歴史ルートづくり事業を平成27年度から開始しています。この歴史ルートづくり事業の概念は、本計画で示す筑後川遺産制度の創出につながっています。

以上を踏まえ、本市においても福岡県文化財保存活用大綱を踏まえつつ、市民等と協力し地域社会総がかりで市内に所在する歴史遺産を守り、活かしていく「久留米市文化財保存活用地域計画」の作成に着手することにしました。

(2) 計画作成の目的

本計画は、上記のような背景を踏まえ、時代の転換点を乗り越え、計画的かつ持続的な歴史文化のまちづくりに向けた、歴史遺産の保存・活用を推進する方針と取組を記したものです。

歴史遺産を次世代へ継承するとともに、市民が身近な歴史文化にふれ、郷土愛の醸成や地域と自己のつながりを認識するとともに、さらには学校・社会教育や地域振興、観光振興など、久留米の新たな魅力の創出につながる歴史文化のまちづくりを進めることを目的とします。本計画では、久留米市の歴史文化の特徴を明らかにし、その特徴を踏まえた歴史文化のまちづくりのための基本理念と基本方針を設定します。その上で、継続した歴史遺産の総合的把握など、方針を実現するための具体的な取組を定めていきます。

本計画では、歴史遺産を保存・活用していく新たな取組として、筑後川遺産を提唱しました。本市には、歴史文化の特徴に基づいて生み出され、これからも生み出され続ける固有の物語（ストーリー）が至るところに広がっています。この物語によって結ばれた歴史遺産の関連が筑後川遺産で、筑後川遺産をとおして、地域など多様な担い手とともに歴史遺産の保存・活用を進めていきます。

本計画の作成にあたっては、平成 31 年度～令和 3 年度に国による「地域文化遺産総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画等作成事業）」の採択を受けています。

2. 作成の体制と経過

(1) 作成体制

1) 久留米市文化財保存活用地域計画協議会

本市は、計画作成とその後の運用に係る協議会として、久留米市文化財保存活用地域計画協議会を発足しました。

協議会メンバーは、市民及び団体等の代表者や商工、観光、教育、歴史や文化財の有識者等で構成しています。

部会	氏名	種別	勤務先・役職等
有識者 (6名)	◎赤司 善彦	生涯学習 (考古学)	大野城こころのふるさと館 館長 (元九州国立博物館展示課長・福岡県文化財保護課長)
	吉田 洋一	歴史(近現代史)	久留米大学文学部 教授
	松岡 高弘	建築	有明工業高等専門学校創造工学科 教授
	段上 達雄	民俗	別府大学文学部 教授
	永松 義博	天然記念物	有識者(南九州大学名誉教授)
	古賀 正美	歴史(近世史)	有識者(久留米大学非常勤講師)
保存団体 (2名)	松枝 小夜子	文化財保存団体	重要無形文化財久留米絃技術保持者会 会員
	立石 雅文	文化財保存団体	草野風流保存会 会長
関連分野 (5名)	松本 良一	学校教育	久留米市教育センター 所長
	○矢次 恵美子	観光	NPO法人久留米ブランド研究会 事務局長
	森山 有希子	観光	公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会 事務局長
	深山 和義	まちづくり	久留米市校区まちづくり連絡協議会 副会長
	穴見 英三	商工	久留米商工会議所 専務理事
行政 (2名)	杉原 敏之	企画調整	福岡県教育庁文化財保護課 参事補佐兼係長
	入佐 友一郎	企画推進	九州歴史資料館企画推進室企画推進班長

◎：会長 ○：副会長

2) 庁内協議及び調整

関連部局との意見交換等を通じ、市域において現在取り組んでいる事業、今後予定される事業等を把握し、久留米市の新総合計画への反映や本計画の役割分担等の調整を図ります。

市民文化部、総合政策部、総務部、商工観光労働部、協働推進部、都市建設部、教育部、総合支所 ほか

(2) 計画作成の経過

本計画の作成の経過は以下のとおりです。

表 計画作成の経過

年度	月日	実施内容
平成 30 (2018)	—	平成 31 年度文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付申請
平成 31 (2019)	4 月 1 日	「平成 31 年度地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画等作成）の採否について（通知）」において、採択が通知される
令和元 (2019)	6 月 28 日	久留米市文化財保存活用地域計画協議会規則（久留米市教育委員会規則第 5 号）制定
	7 月 1 日	市議会の議決を受け、久留米市文化財保存活用地域計画協議会が久留米市附属機関に位置付けられる（久留米市条例第 8 号）
	7 月 4 日	平成 31 年度文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）補助金交付決定通知
	7 月 22 日	久留米市文化財専門委員会において作成報告・意見聴取
	7 月 29 日	久留米市市民文化部文化財保護課職員を対象としたワークショップを開催。久留米市の歴史文化の特徴がテーマ
	8 月 1 日	久留米市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱・任命
	8 月 5 日	久留米シティプラザにおいて、令和元年度第 1 回久留米市文化財保存活用地域計画協議会開催
	11 月 3 日	大善寺校区老人会への出前講座にて、校区の歴史文化の情報提供を呼びかけるワークショップを実施（231 名）
	11 月 8 日	重要文化財高良大社境内・史跡高良山神籠石指定地内の高良会館において、ユニークベニューとして令和元年度第 2 回久留米市文化財保存活用地域計画協議会開催
	11 月 9 日	久留米まち旅博覧会（古墳めぐり）において、久留米の歴史文化の特徴についてのワークショップを実施（20 名）
	12 月 17 日	令和 2 年度文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付申請
	1 月 22 日	御井町のまちおこし団体・元気会とともに、地域の歴史遺産を考えるワークショップを開催（16 名）
	2 月 13 日	田主丸商店街理事会とともに地域の歴史遺産を活用した地域振興を考えるワークショップを開催（8 名）
3 月 10 日	令和元年度第 3 回久留米市文化財保存活用地域計画協議会を、書面による意見聴取で開催	
3 月 18 日	田主丸商店街の歴史遺産を再発見するワークショップを開催（8 名）	
令和 2 (2020)	4 月 3 日	「令和 2 年度地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画等作成）の採否について（通知）」において、採択が決定
	4 月 7 日	平成 31 年度文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）実績報告書提出

年度	月日	実施内容
令和2 (2020)	6月11日	令和2年度文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）決定通知
	7月29日	えーるピア久留米にて第4回久留米市文化財保存活用地域計画協議会開催
	8月16日	久留米大学博物館学受講生を対象に、久留米市の歴史遺産に関するワークショップ開催
	8月20日	文化庁地域文化創生本部による現地視察・指導
	9月14日	一般社団法人北部九州河川利用協会、株式会社 THINK ZERO と意見交換
	10月1日	久留米市校区まちづくり連絡協議会市民学習部会、久留米城、城下町を巡るワークショップを開催（26名）
	10月16日	久留米市市民活動サポートセンターみんくるにて第5回久留米市文化財保存活用地域計画協議会開催
	11月2日	久留米市文化財専門委員会において意見聴取
令和3 (2021)	1月27日	大善寺校区において、玉垂宮境内歴史的建造物の保存・活用を考えるワークショップを開催（13名）
	2月12日	第6回久留米市文化財保存活用地域計画協議会を、書面による意見聴取で開催

表 久留米市文化財保存活用地域計画協議会 協議事項

年度	回数	開催年月日	協議事項
令和元 (2019)	第1回	令和元年（2019年） 8月5日	(1) 文化財保護法改正と文化財保存活用地域計画 (2) 久留米市の概要と文化財の保存・活用状況 (3) 久留米市文化財保存活用地域計画について (4) 作成の体制とスケジュール
	第2回	令和元年（2019年） 11月8日	(1) 久留米市文化財保存活用地域計画の構成と I章 久留米市文化財保存活用地域計画について (2) II章 久留米市の歴史文化の特徴について
	第3回	令和2年（2020年） 3月10日 (書面による意見聴取)	(1) 基本理念・基本方針・基本的な考え方について (2) 課題について
令和2 (2020)	第4回	令和2年（2020年） 7月29日	(1) V章 歴史遺産の保存・活用に関する方針について (2) VI章 歴史遺産の保存・活用に関する措置について (3) 保存・活用の推進戦略と推進プログラムについて
	第5回	令和2年（2020年） 10月16日	(1) VII章「筑後川遺産による歴史遺産の保存・活用」について (2) VIII章「歴史遺産の保存・活用へむけて」について (3) 素案について
	第6回	令和3年（2021年） 2月12日 (書面による意見聴取)	久留米市文化財保存活用地域計画について（諮問）

3. 計画の担い手

本計画は以下の体制で推進し、各主体相互の連携を図ります。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住んだり、暮らしたりしている人々を広く「市民」と示します。 ・一人ひとりが歴史遺産に関心を持ち、歴史遺産の保存・活用の担い手として取組に参加することが期待されます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の区域に関係する個人や団体です。 ・地域に寄り添った活動の推進により、歴史遺産を見つけ守り、活かし伝えていくことが期待されます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で公益活動を行っている団体です。 ・歴史遺産の保存・活用を推進する主体的な取組の展開が期待されます。また、取組を広く人々に共有することが期待されます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・生産や収益を目的とした社会的な経済活動を営む者や団体です。 ・人材やノウハウを活かして歴史遺産の保存・活用の主体となることや、人材面、資金面での支援者となることが期待されます。
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史遺産の保存・活用に関係する行政機関や外郭団体、研究機関等です。 ・学術的知見やノウハウを活かして、専門的な研究や分析、情報の蓄積、知見の提供等により支援者となることが期待されます。
久留米市	<ul style="list-style-type: none"> ・久留米市市民文化部文化財保護課を中心として、文化振興、学校教育、観光振興、都市形成、地域振興等の関連部局が連携して歴史遺産の保存・活用に取り組みます。 ・行政以外の各主体が行う歴史遺産の保存・活用の取組について、様々な支援を行います。

久留米市文化財保存活用地域計画協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法第 183 条の 9 及び久留米市附属機関の設置に関する条例第 2 条第 1 項に基づいて設置される協議会です。 ・本計画の推進に係る各種事業の進捗を確認し、筑後川遺産の登録など各分野からの助言を行います。 ・本計画の変更や実施に係る連絡調整を行います。
久留米市文化財専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存及び活用に関する事項について調査審議します。

4. 計画の対象

(1) 対象と用語の定義

一般的に文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産とされます。これらの中で価値の高いものは、文化財保護法や条例によって指定・選定・登録等を受けたものが保護の対象となります（指定等文化財）。しかし、指定・選定・登録などは受けていないものの、6つの類型（※注）に当てはまる文化財、その他6類型に当てはまらないものの、地域に伝わる物語や味、匂いなど、これまで保護の対象とされてこなかった「モノ」「コト」なども数多く存在します。

本計画では、地域にとって大切に、これからも残していきたいと思う全ての「モノ」「コト」などを歴史遺産とし、計画の対象とします。

（※注）6つの類型

文化財保護法には、「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「史跡名勝天然記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6つの類型が規定され、その他、埋蔵文化財や文化財の保存技術が保護の対象とされています。

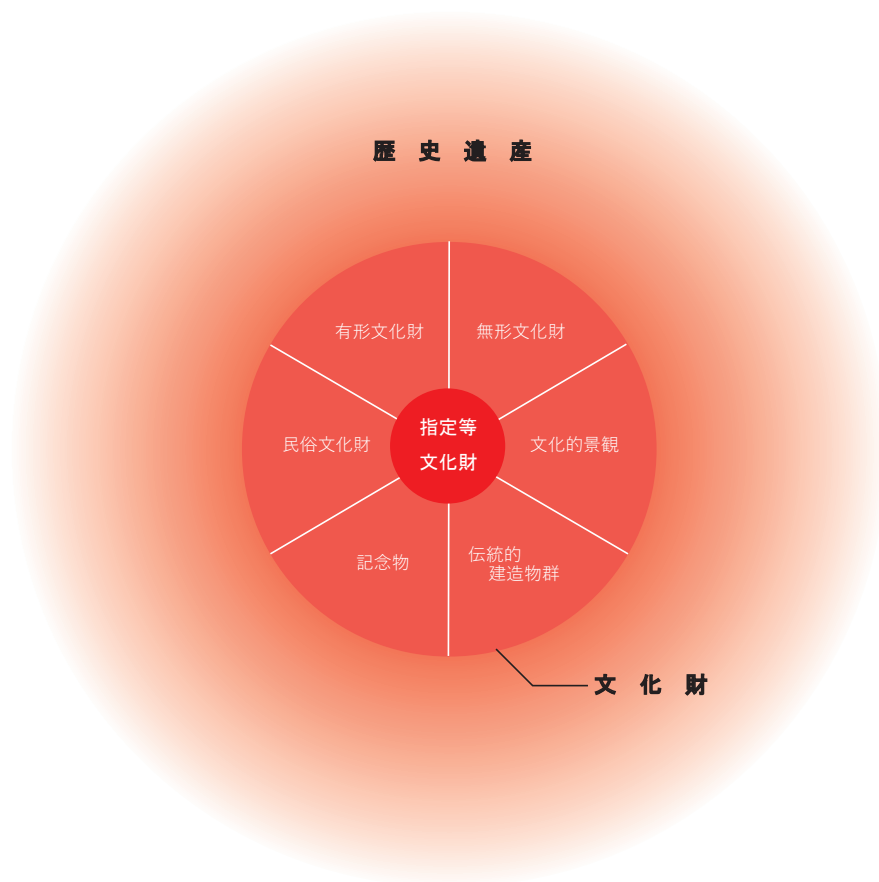


図 「歴史遺産」「文化財」「指定等文化財」のイメージ

(2) 対象範囲

本市に存在する歴史遺産は、先人たちによって長い年月をかけて育まれてきました。その広がりや、市内一部地域に限られるものや、市内に収まらず近隣市町村に広がるものもあります。地域計画は、各市町村における文化財の保存・活用に関する目標や取組の具体的な内容を盛り込むものであることから、本計画の対象範囲は久留米市全域約229.96km²となります。

5. 計画期間

本計画は計画期間を令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間とします。

その上で、久留米市新総合計画と連動する計画と位置づけることから、同計画第4次基本計画が満了する令和7年度（2025年度）に見直しを図ります。また、計画期間内に定期的に開催する久留米市文化財保存活用地域計画協議会を通して進捗を管理し、計画期間内においても適宜、見直しを行うこととします。見直しの結果、計画の軽微な変更を行った場合は、変更内容について都道府県を經由して文化庁へ情報提供し、計画期間の変更が必要となった際には、文化庁長官による変更の認定を受けます。認定地域計画の計画期間が終了する際、地域計画を継続する際には、内容の見直しを行った上で、あらためて文化庁長官へ認定申請を行うこととします。

6. 計画の構成

「はじめに」からII章までは「歴史文化のまちづくり」を推進していくにあたり、本市の現状と普遍的な歴史文化の特徴を捉え、マスタープランとして基本理念と基本方針を示します。

これを踏まえ、III章からVII章では基本理念と基本方針を実現するために必要な、「歴史遺産の保存・活用」に関する計画的なアクション（取組）プランを設定し、推進プログラムを定めます。推進プログラムは上位計画との連携を図りながら、適宜、評価、見直しを行っていきます。

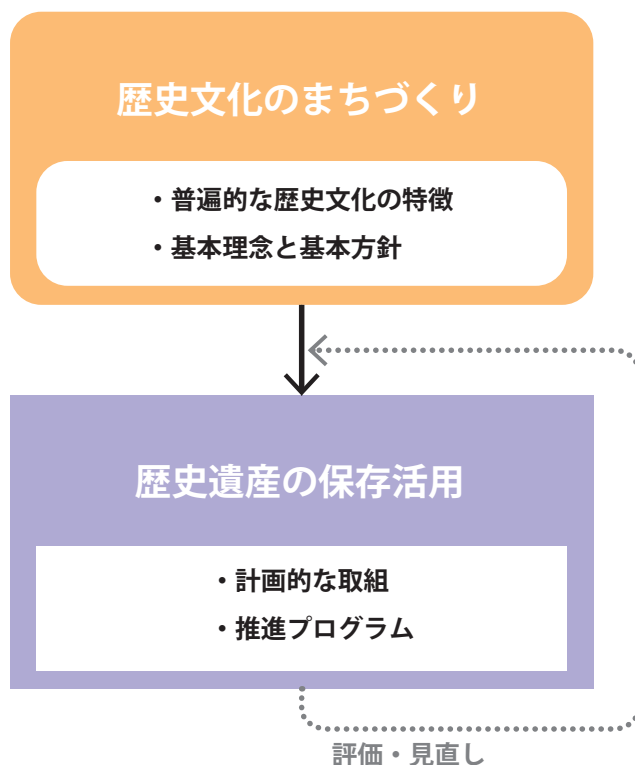


図 計画の構成

7. 上位・関連計画との関係

本計画の推進にあたって、歴史遺産の保存・活用に関連し、整合や連携が求められる上位・関連計画を整理し、歴史遺産の位置付けについて確認します。

(1) 上位計画

1) 久留米市新総合計画 基本構想(平成13年度(2001年度)～令和7年度(2025年度))

本市は、平成12年(2000年)に21世紀における都市づくりの指針となる久留米市新総合計画基本構想を定めました。「水と緑の人間都市」を都市づくりの基本理念に、「誇りがもてる美しい都市久留米」、「市民一人ひとりが輝く都市久留米」、「活力あふれる中核都市久留米」の3つの都市像を目指す都市の姿として掲げ、戦略性と協働性を基本視点とした都市づくりを総合的に推進することとしています。また、「誇りがもてる美しい都市久留米」の実現のため「四季と歴史が見えるまち」を施策の方向性の一つとし、貴重な歴史遺産を未来へ継承することの大切さと同時に、地域の歴史遺産を活用することによって、誇りが持てる地域社会を創造していくこととしています。

3 施策体系図

私たちは、思われた水と緑を大切にしながら、本市に住み、集うすべての人が、人権の尊重と市民の自立性を基本として、都市や環境と共生する「水と緑の人間都市」を理念に都市づくりを進めます。

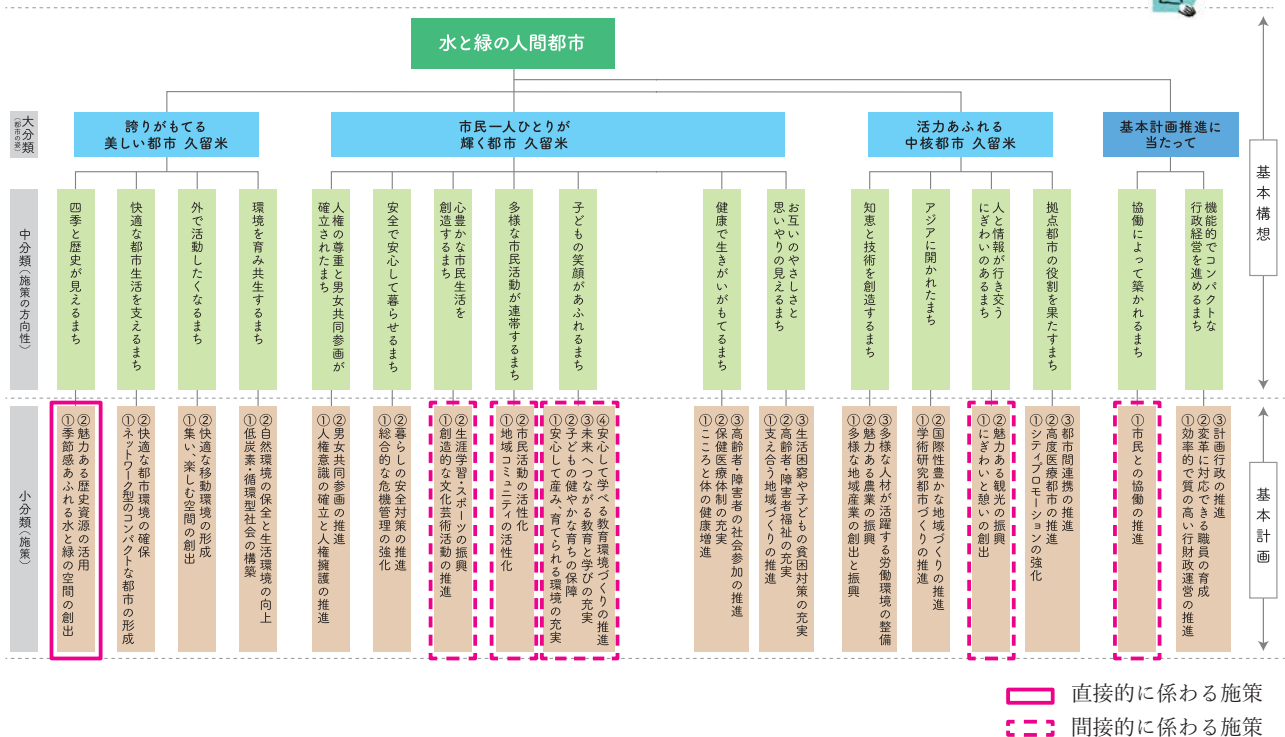


図 新総合計画第4基本計画 施策体系図

2) 久留米市新総合計画 第4次基本計画

(令和2年度(2020年度)～令和7年度(2025年度))

基本計画は、基本構想に掲げる目指す都市の実現に向けて、中期的に取り組む基本的な施策を体系的に示したもので、本市の都市づくりの基盤となる計画です。第4次基本計画は、時代の変化を的確に捉えた都市づくりを推進し、市民と行政が協働して次の時代へ歩みだす「新たな時代への飛躍」の期間に位置づけています。

目指す都市の姿「誇りがもてる美しい都市久留米」を実現するための施策の1つとして、「魅力ある歴史資源の活用」を設定し、歴史資源の適正な保存と効果的な活用、魅力的な歴史ストーリーの構成、地域との協働による観光プログラムの構成や情報発信に取り組むこととしています。

3) 第2期久留米市地方創生総合戦略

(令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度))

「まち・ひと・しごとの創生法」に基づき、国が継続する人口の長期ビジョンと総合戦略の枠組みを勘案し、本市においても地方創生に向けた取組を継続・推進していくため令和2年(2020年)3月に策定したものです。

第1期久留米市地方創生総合戦略(平成27年度(2015年度)～令和元年度(2019年度))の施策や人口ビジョンの将来展望、新総合計画第4次基本計画に掲げる施策を踏まえつつ、総合戦略の目標や施策の基本的方向、具体的な施策等をまとめています。この基本目標の一つとして「久留米市への新しい人の流れをつくる」を掲げ、「文化と観光で人を呼び込み、滞在時間の延長を促す」ことを目指しています。取り組む事業の中に「歴史ルートづくり事業」を位置付けており、市内に所在する豊かな歴史遺産を、地域資源として生かし、守り、伝えていくために、久留米市の魅力向上につながる環境整備や幅広い情報発信に取り組むこととしています。

4) 久留米市教育に関する大綱(令和2年度(2020年度)～令和7年度(2025年度))

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、平成27年度に定めた本市における教育に関する大綱を令和2年度に改訂したもので、「“学び”が人をつくり、“地域”が人を育み、輝く未来を創る」を基本理念とします。学校教育と社会教育を推進するための2つの基本方針を定め、施策について4つの方向性を示しています。基本方針Ⅱ「生涯学び、活躍できる環境を整え、心豊かな市民生活をおくることができるまちづくりを進めます」に基づく施策の方向性の中に「魅力ある歴史遺産の保存・活用」をあげ、歴史遺産を市民・地域と一体となり未来へ引き継ぐことや、郷土愛の醸成や地域文化の継承、魅力や価値の共有をとおして歴史遺産の保存に取り組むことや、まちづくりや本市の魅力発信に歴史遺産を活用することが示されています。

(2) 関連計画

1) 久留米市文化芸術振興基本計画

(令和 2 年度 (2020 年度) ~令和 7 年度 (2025 年度))

施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 18 年 (2006 年) 4 月に制定した「久留米市文化芸術振興条例」に基づき作成した計画です。令和元年度で終了した「久留米市文化芸術基本計画」に変わる新たな指標として作成し、基本理念の「市民が主役の楽しい文化創造都市・久留米」を引き継いでいます。計画の取組の中で、「久留米ならではの文化芸術資源を活かした都市魅力の創造」を掲げ、「文化財や伝統文化の保存・継承とその活用による郷土愛の醸成及び地域の活性化」に取り組むことが示されています。

2) 久留米市都市計画マスタープラン

(平成 24 年度 (2012 年度) ~令和 7 年度 (2025 年度))

都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、概ね 20 年後の目指すべき将来像を明示し、都市づくりの課題に対応した整備等の方針を定めています。市全体の目指すべき都市の将来像を示す「全体構想」と、市域の 5 つの地域像を示す「地域別構想」の 2 つで構成され、「全体構想」では 8 つの都市整備の方針を示しています。この内「水と緑のまちづくりの方針」において地域固有の文化財を活かした公園づくりの推進を謳い、「景観形成の方針」では歴史・文化的景観を保全するとともに、地域資源の発掘に努め、個性豊かな景観づくりに活用していくこととしています。

3) 久留米市緑の基本計画 2018

(平成 30 年度 (2018 年度) ~令和 7 年度 (2025 年度))

都市緑地法に基づく計画で、本市が目指すべき緑の将来像を定め、その実現に向けて、緑化の保全から公園緑地の整備、管理、その他公共公益施設、民有地の緑化推進までの緑全般についてどのように緑を守り、創り、育てるかの指針となります。

「水と緑にいだかれた 人が花笑む 水緑花 (みりょくか) 都市・くるめ」を基本理念とし、6 つの基本方針を定めています。その内、「久留米の原風景の水緑花の継承」の施策として、耳納山地や筑後川等、本市の骨格となる緑地保全や農地の保全・活用、地域のシンボルとなる樹木の保全、久留米つつじ等の緑花木の継承を位置づけています。また、「新たな水緑花拠点の創出」の施策として、公共公益施設は 20% 以上の緑化面積の確保を目指すこととしています。

4) 久留米市景観計画 (平成 23 年度 (2011 年度) ~)

本市は平成 20 年度 (2008 年度) に景観法に基づく景観行政団体となり、平成 23 年度 (2011 年度) に久留米市景観計画を作成しました。その後、平成 27 年度 (2015 年度)・30 年度 (2018 年度)・令和元年度 (2019 年度) に 3 度見直しを行っています。基本理念「芸術家が愛したふるさとの風景を守り・育み、次代につなぐ、美しいまち久留米」のもと、「歴史・文化を継承する景観づくり」を目標の 1 つとしています。

5) 第三次久留米市環境基本計画

(令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度))

久留米市環境基本条例では、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくため、歴史的、文化的遺産を保存し、及び活用することにより、伝統と文化の香り高い都市環境を確保することを施策の基本方針の一つとすることを謳っています。計画では、「自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米」の実現のため、「快適な生活環境の保全」を基本目標の1つとして掲げており、快適な生活環境を維持するため、健康で安全に暮らせる環境の保全、清潔で美しい生活空間の確保に取り組めます。

6) 久留米市観光・MICE 戦略プラン(久留米とんこつ戦略プラン)

(平成27年度(2015年度)～令和2年度(2020年度))

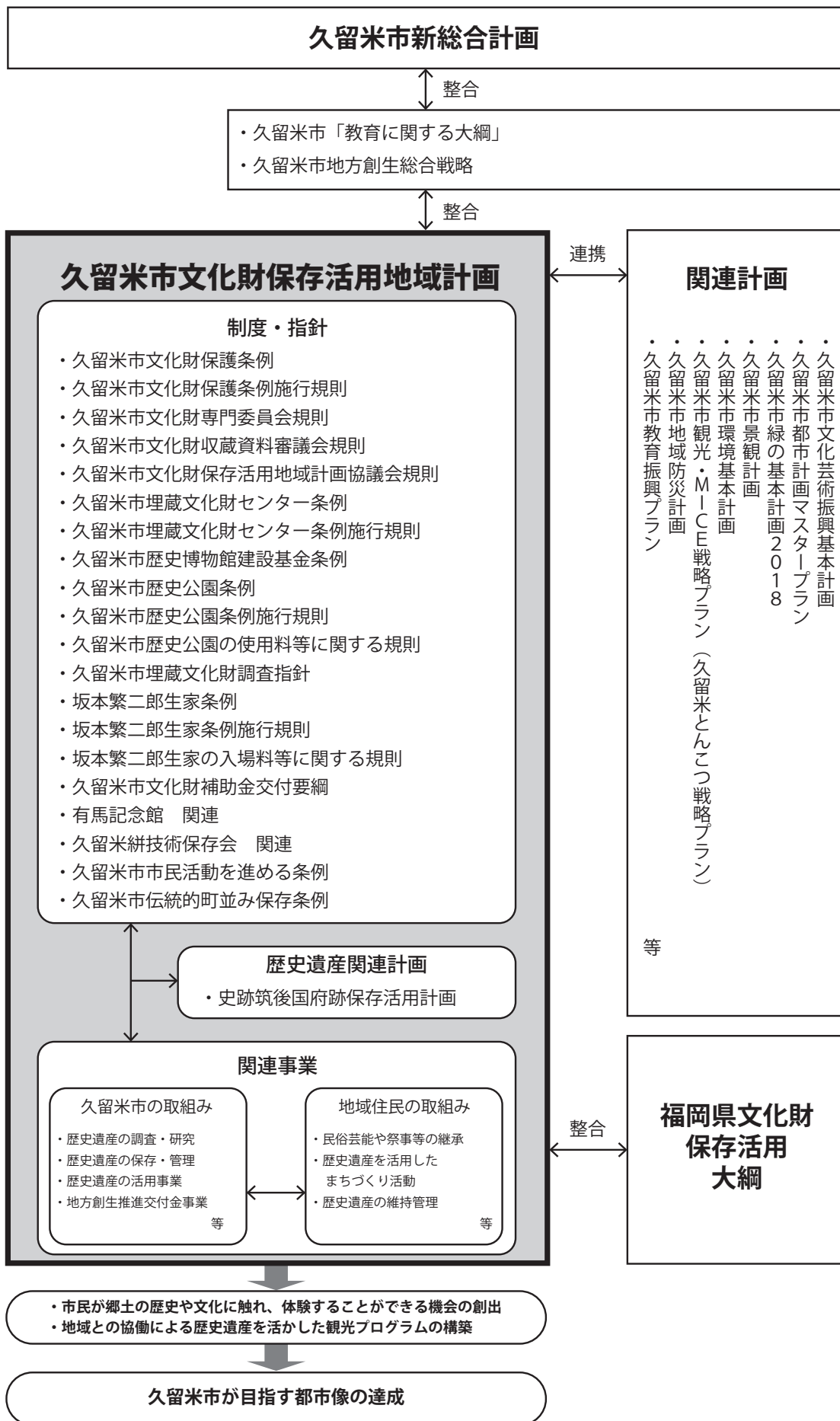
市民や事業者、関係団体や市が相互に連携、協働し、本市全体で観光・MICEの振興を図るための指針を示しています。筑後地方の方言で「おもてなし」を意味する「ほとめき」の心を大切にした「ほとめきコンシェルジュ」を基本理念とし、7つの基本方針を掲げています。基本方針「地域資源を活かした観光の推進」の中で、歴史や伝統文化を活かすことを基本施策として謳い、市内に点在する史跡や神社仏閣等の地域資源を活かし、旅行事業者などと連携した誘客の取組や観光商品づくりを進めることとしています。

7) 久留米市地域防災計画(平成31年(2019年)2月～)

災害対策基本法に基づき、市や防災関係機関が防災対策として行うべき業務、教育や訓練等の災害予防、災害情報の発令・伝達や避難、消火、救助など災害応急対策や復旧対策に関する内容を定めています。この内、災害予防計画において、「災害に強い施設づくり」のための「文化財の災害予防対策」を位置づけ、「文化財防火デー」を活用した広報活動、倒壊等の防止対策及び落下等による破損防止対策、古墳、遺跡等の点検整備などを位置づけています。

8) 久留米市教育振興プラン(令和2年度(2020年度)～令和7年度(2025年度))

ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成を目指して推進してきた教育改革プラン(平成23年度(2011年度)～令和元年度(2019年度))について、その取組の効果を検証し、充実・定着・拡大を基本方針として定めたもので、「つくる力」「つなぐ力」「つらぬく力」を育み、「ともに未来を創る「くるめっ子」の育成」を目的としています。学びをつなぐ授業【主体的、対話的で深い学び】、楽しい学校【安全・安心な学び舎】、笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】、協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】の4点を重点化し、取組を進めています。



関連計画

- ・久留米市文化芸術振興基本計画
- ・久留米市都市計画マスタープラン
- ・久留米市緑の基本計画2018
- ・久留米市景観計画
- ・久留米市環境基本計画
- ・久留米市観光・MICE戦略プラン（久留米とんこつ戦略プラン）
- ・久留米市地域防災計画
- ・久留米市教育振興プラン

等

図 久留米市文化財保存活用地域計画と上位・関連計画の関係

